

令和4年11月30日
原子力規制庁
検査監督総括課

- 事業者の状態報告(CR)に含まれる原子力安全推進協会（JANSI）情報等の閲覧について

原子力規制検査において、事業者における是正処置プログラム（CAP）が適切に機能しているかを監視することは極めて重要であり、検査官も日々、事業者のCAPに関する会議体を傍聴する等の検査活動を行っている。

そのため、CAPにおいて、CRとして報告される内容については、仮に機微情報が含まれていたとしても、検査官は国家公務員法に規定されている守秘義務を遵守しつつ、原子炉等規制法第61条の2の2第3項に基づき、当該内容の閲覧を検査として実施することは可能と考える。

よって、JANSIピアレビュー報告書や重要度文書の内容についても、事業者が必要と判断しCRとして報告したものについては、例外なく検査官の閲覧が可能であることを確認したい。

（参考）原子炉等規制法第61条の2の2第3項

原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

- JANSI ピアレビュー報告書及び運転重要度文書の閲覧について

第9回検査制度に関する意見交換会合での議論及びその後の面談において、世界原子力発電事業者協会（WANO）に関する情報を含むJANSIピアレビュー報告書等の閲覧については、WANOの合意が必要とJANSIから説明があった。そのため現在、WANOと調整を行っているところ。